導入促進基本計画

1　先端設備等の導入の促進の目標

（1）人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①人口構造

本市の人口は、昭和 25 年の 79,215 人をピークとして減少傾向に転じ、昭和 50 年から平成 12 年までは、ほぼ横ばいで推移していましたが、その後、再び減少傾向となり、令和 2 年の国勢調査における総人口は、53,557 人となっています。

年齢 3 区分別人口の推移では、平成 7 年に老年人口が年少人口を上回り、また、令和 2 年の高齢化率が 34.4%になるなど、少子高齢化が進んでいます。

【人口の推移】

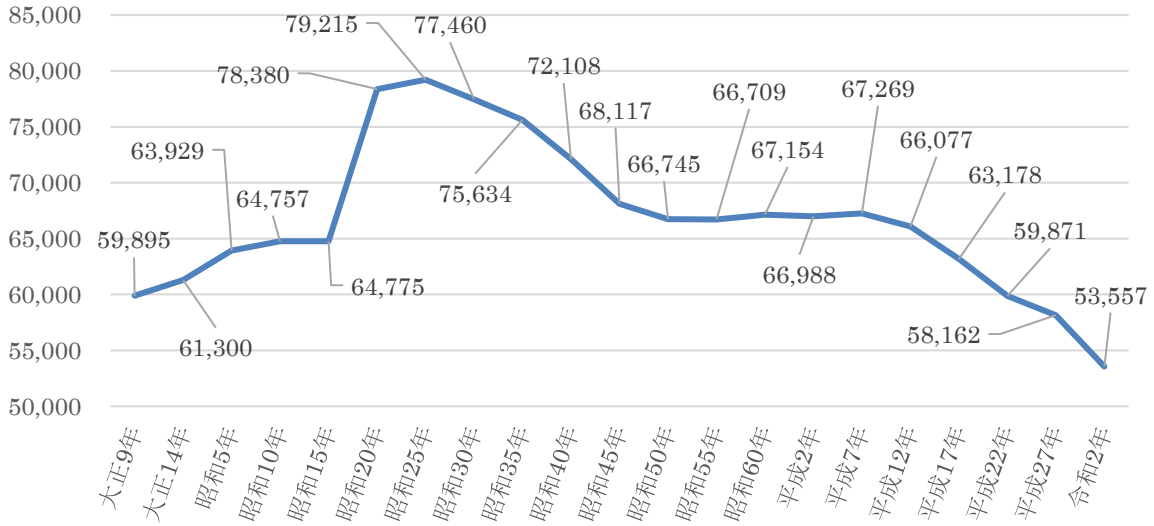

出展：国勢調査

【年齢３区分人口の推移】

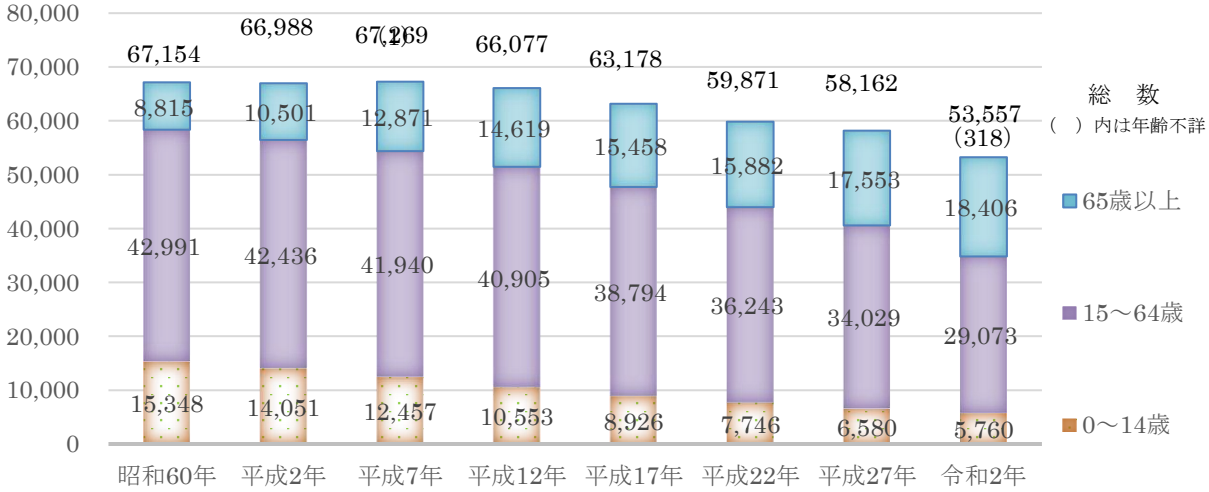

※年齢不詳があるため、年齢人口の合計は市内全体の人口と一致しない場合がある。

出典：国勢調査

平成 17 年 12 月 1 日の合併当初の人口は 63,095 人でしたが、令和 2 年の国勢調査では 53,557 人となっており、将来人口推計については、令和 22 年（2040 年）には 39,964 人、令和 42 年（2060 年）には 27,332 人と推計されています。

生産年齢人口の減少は、労働人口の減少に直結することからも、市内経済の縮小が懸念されます。

【将来人口の推計】

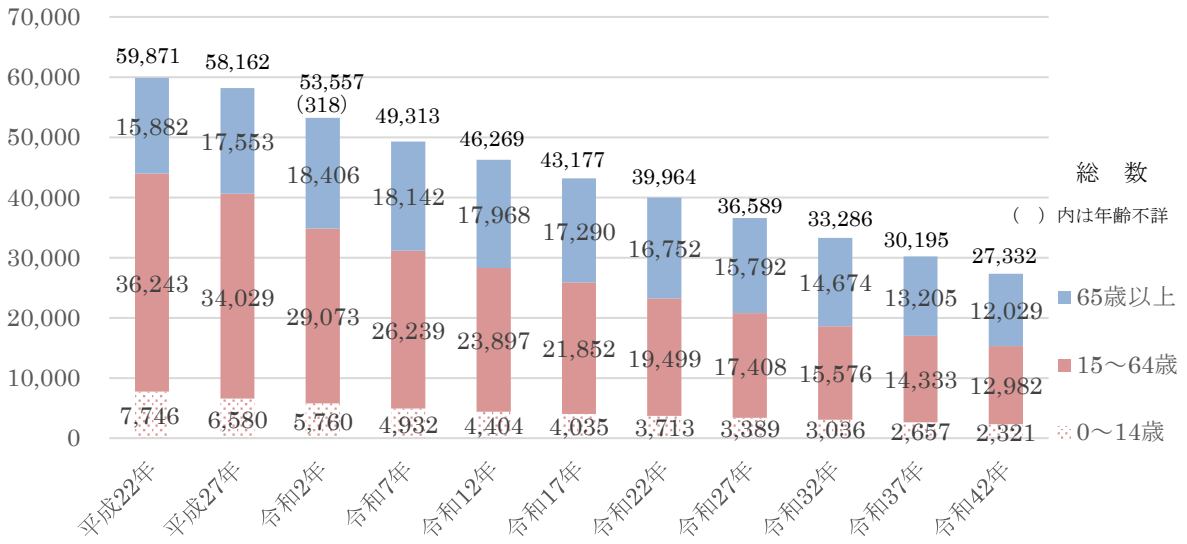

※年齢不詳があるため、年齢人口の合計は市内全体の人口と一致しない場合がある。
出典：令和 2 年まで国勢調査、令和 7 年以降は二本松市人口ビジョン（2021 改訂版）

②産業構造及び中小企業者の実態等

本市の産業構造については、卸売業・小売業、建設業及び製造業の 3 業種で企業数全体の半分強を占め、生活関連サービス業・娯楽業、宿泊業・飲食サービス業が続きます。

特に製造業については、自動車関連産業の中小企業が、企業数については市全体の 10.1%、従業者数で 30.8%、売上高での比較では全体の 50.9%を占める等、本市の中核的な産業といえます。

企業数で最多の 22.7%を占める卸売業・小売業については、人口減少に伴う消費支出額の減少や大型店舗への消費者の流出等により、売上額については減少傾向となっています。（出典：（RESAS for Teachers （地域経済分析システム）「全産業の構造に関する統計データ」（2021 年））

なお、本市には、多種多様な企業が立地していますが、そのほぼ全てが中小企業であり市内経済を大きく担っております。

また、農業分野については、米を中心に野菜、花き、果実、畜産等を組み合わせた複合経営が多くを占めています。農業の推進にあたり、人・農地プラン等を活用し農地の流動化による経営規模の拡大、認定農業者や営農組織の育成による経営の効率化、法人化による経営基盤の強化等に取り組んでいます。

[企業数（企業単位）]

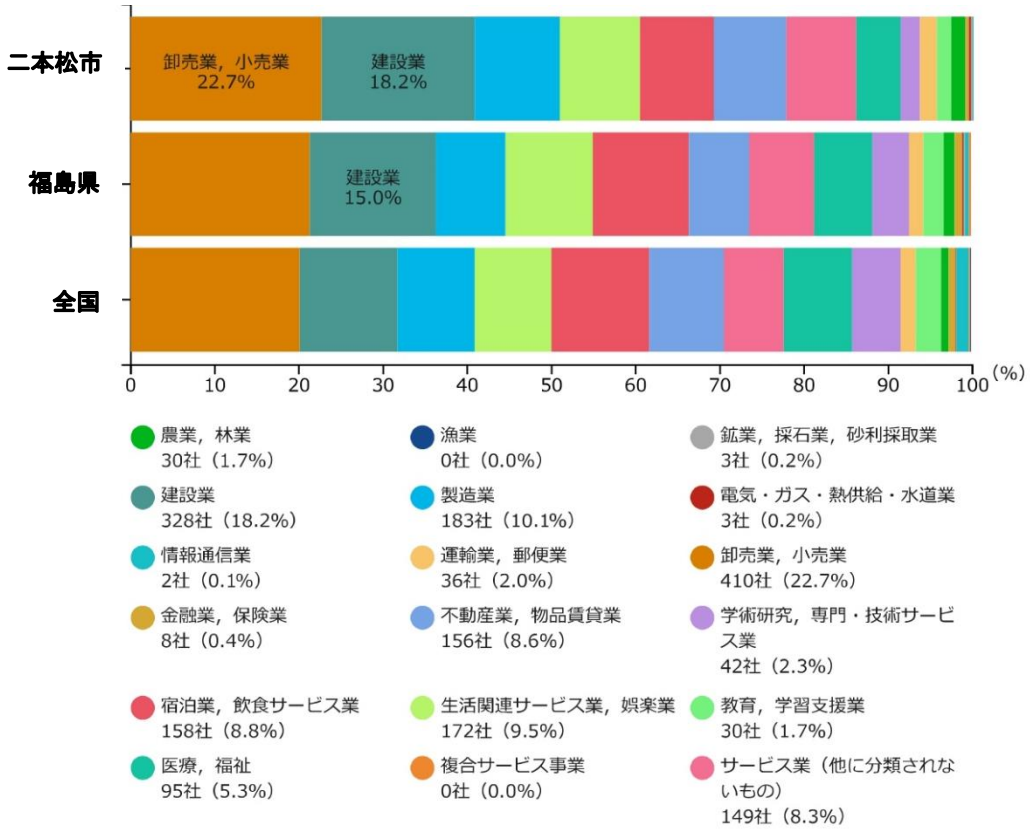

出典：(RESAS for Teachers （地域経済分析システム）「全産業の構造に関する統計データ」(2021 年) https://resas.go.jp/data-analysis-support/#/industry-all/7/07210/2/-（閲覧日：2025 年 2 月 10 日))
（以下（同）

[従業者数（企業単位）]

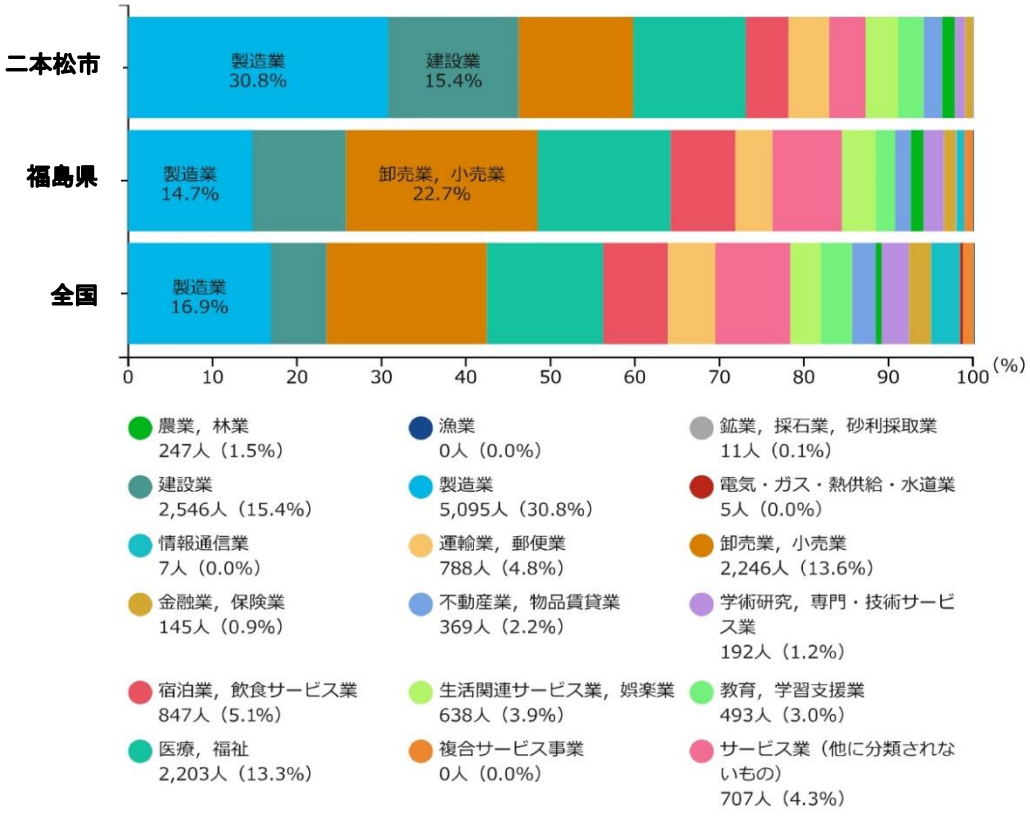

出典：(同)

[売上高（企業単位）]

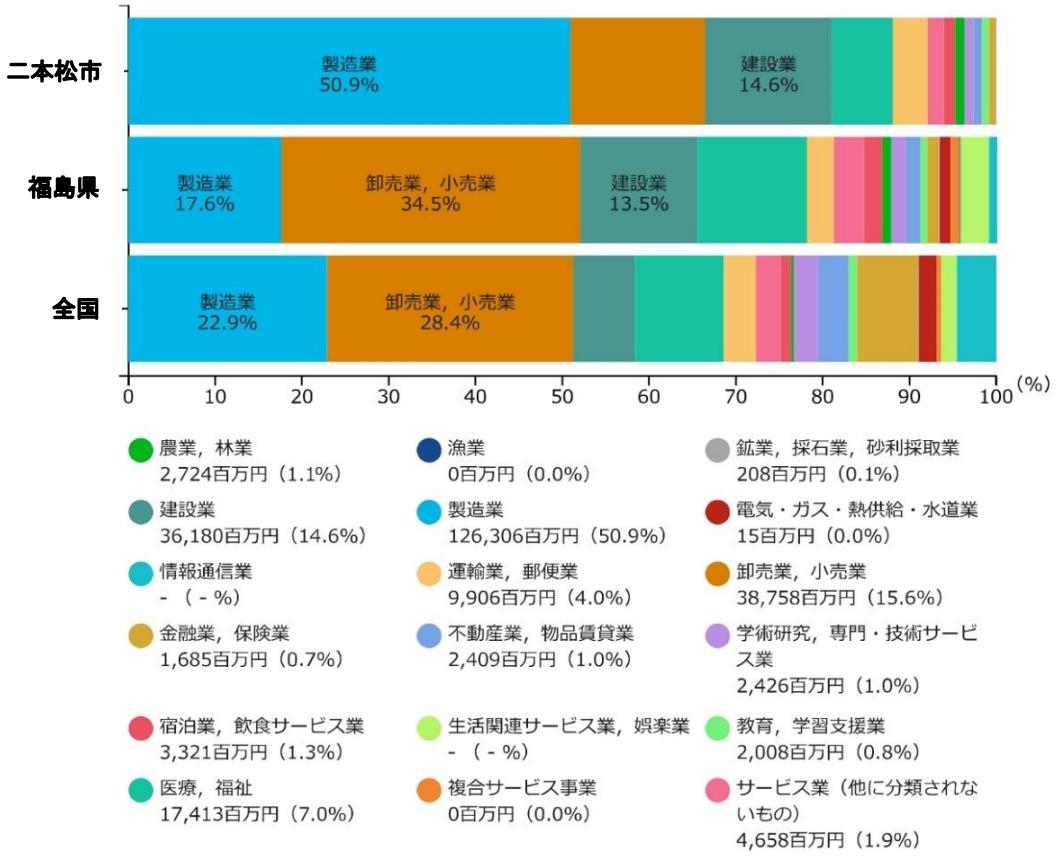

出典：（同）

労働生産性では、本市の企業全体の数値は 3,424 千円／人であり、福島県平均は 3,712 千円／人、全国平均は 6,095 千円／人であり、全国平均に比べおよそ 56%となっています。（出典：（RESAS for Teachers （地域経済分析システム）「全産業の構造に関する統計データ」（2021 年））

【労働生産性（全産業）】

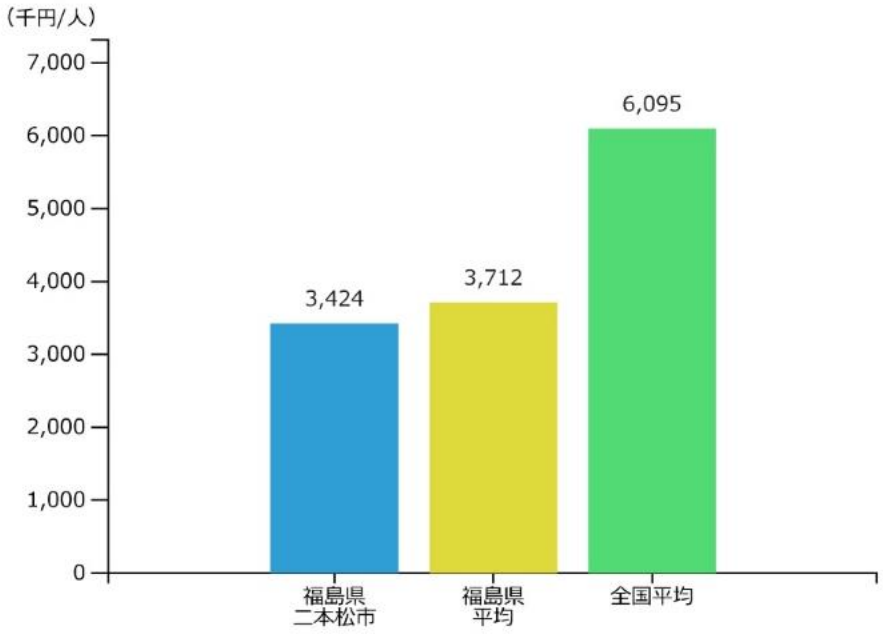

出典：（RESAS for Teachers （地域経済分析システム）「全産業の構造に関する統計データ」（2021 年）
https://resas.go.jp/data-analysis-support/#/municipality-labor/7/07210/2/-（閲覧日：2025 年 2 月 10 日））
（以下（同）

本市の中核産業である製造業については、3,738 千円／人であり、本市の企業全体での労働生産性より上回っているが、福島県平均の 4,583 千円／人、全国平均の 6,877 千円／人を下回る状況であることから、今後、労働生産性を向上させていく取り組みが必要となってきます。

【労働生産性（製造業）】

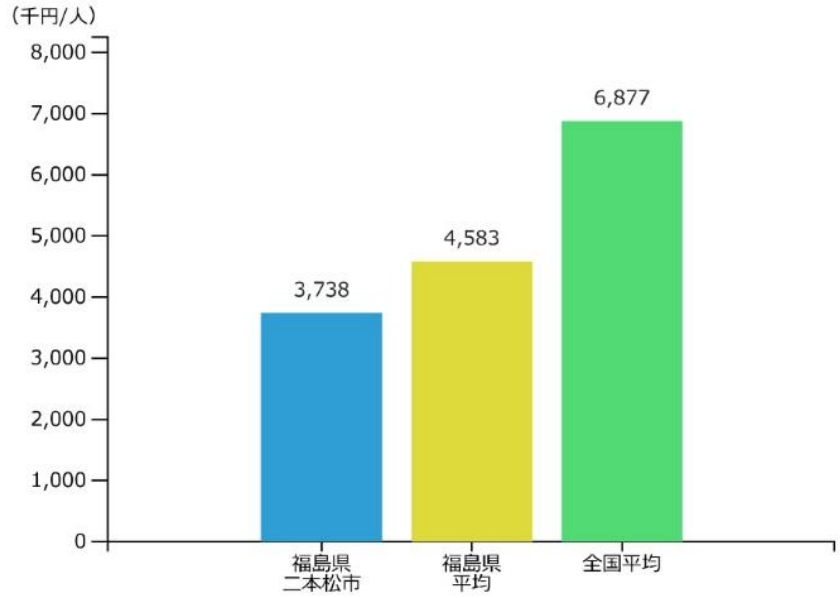

出典：（同）

少子高齢化及び人口減少がもたらす労働力不足については、本市のみならず全国的な問題となっています。若年層の人口減少は、労働市場における人材の供給減少を引き起こし、企業は求める人材を確保できず、生産性や経済成長に悪影響を及ぼしています。また、退職する高齢者の増加により、サービスや製品の質の低下も懸念されています。

この問題への解決策として、まずは女性や高齢者の労働市場への参加を促進することも重要であり、子育て支援や介護休業制度の充実を図り、働きやすい環境を整える必要があります。また、外国人労働者の受け入れ態勢を整えるなど、多様な人材を活用することも効果的です。

また、業務の効率化や自動化を進めるために、ＡＩやロボティクスの導入を強化し、限られた人材での生産性向上を目指すことが求められます。さらに、教育や職業訓練の充実により、既存の労働力のスキルを向上させることも重要であります。そして、これらの多角的なアプローチによって、労働力不足の問題に対応し、持続可能な経済成長を実現することが期待されます。

（２）目標

本市は、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで業務効率化のみでは限界のある人材の量的な不足による問題を緩和し、さらには品質の向上による付加価値額の上昇を図ることにより労働生産性を向上させ、経営基盤の安定を確保することを目指します。

これを実現させるために、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入の目的は中小企業者の生産性向上にあることから、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とします。

２　先端設備等の種類

本市の産業は、製造業をはじめ、建設業、卸売業・小売業等多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に規定するものを対象とします。

ただし、市内における雇用の創出及び産業の集積を図る観点から、小売電気事業者等への売電を目的として太陽光発電設備等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）を設置するものについては、市内に住所を有し、常時勤務する者がいる事業者が設置するものに限り対象といたします。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本市の産業は、駅周辺や幹線道路沿い、そして山間部と広域に立地しています。これらすべての地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域を対象とします。

（２）対象業種・事業

本市の産業は、製造業をはじめ、建設業、卸売業・小売業等多岐にわたり、多様な業種が市内の経済と雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とします。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進やＩＴ導入による業務効率化や省エネの推進等多様なものであるため、本計画においては、労働生産性の年率3%以上の向上に資すると見込まれる事業を対象とします。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間については、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとします。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間については、3年間、4年間または5年間とします。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）雇用対策や就労支援など、雇用の安定に向けた支援を図る観点から、中小企業者が本計画に基づき先端設備等を導入する場合は、雇用の安定に十分配慮することとし、人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としないこととします。

（２）本計画に基づく先端設備等の導入に当たっては、地域住民など市民の安全や健全な地域経済の発展に配慮することとし、公序良俗に反する取り組みや、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととし、認定後に判明した場合についても認定を取り消すものとします。

（３）本計画に基づき先端設備等の導入を行う中小企業者は、本市に対する市税等の滞納が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととし、認定後に判明した場合についても認定を取り消すものとします。